

資料 1

幼児教育・保育の無償化制度の概要について

保育施策推進担当

## 1 制度趣旨概要

- ◆消費税率の引上げによる財源を活用し、子育て世代、子供たちに政策資源を投入
- ◆子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）における幼稚園、保育所、認定こども園等の利用者負担額を無償化するとともに、子ども・子育て支援法を改正し、新制度の対象とはならない幼稚園（未移行園）、認可外保育施設等の利用者への給付制度を創設
- ◆併せて、就学前の障害児の発達支援についても、無償化

## 2 対象者・対象範囲

- ◆3歳から5歳までの全ての子供及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供についての幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化
- ◆保育の必要性のある子供については、認可外保育施設等を利用する場合でも無償化の対象

具体的には、以下のとおり。

- ・新制度の幼稚園、保育所、認定こども園及び地域型保育を利用する3歳から5歳までの子供たちの利用料を無償化。
- ・新制度の対象とならない幼稚園（未移行園）についても、新制度の利用者負担上限額（月額2.57万円）を上限として無償化
- ・0歳から2歳までの子供たちの利用料については、住民税非課税世帯を対象として無償化

### 【補足（無償化の対象期間について）】

添付資料の「幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ、2019年5月30日版 No53（抜粋）」を参照

## 3 実費徴収

- ◆保護者から実費で徴収する費用（通園送迎費、行事費など）については、無償化の対象外
- ◆幼稚園・保育所等の3歳から5歳までの子供たちの食材料費については、主食費・副食費ともに施設による実費徴収。
- ◆新制度の対象となる施設においては、公定価格内で副食費の免除を継続する（生活保護世帯やひとり親世帯等）とともに、免除対象者の拡充（年収360万円未満相当の世帯）を図る。
- ◆新制度の対象とならない幼稚園においても同様
- ◆保育所等の0歳から2歳までの子供たちは、無償化が住民税非課税世帯に限定されるため現行制度を継続（実費徴収しない）

## 4 預かり保育事業

- ◆幼稚園の預かり保育事業については、保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園利用料の無償化に加え、利用実態に応じて、認可保育所における利用料の全国平均額（月額3.7万円）との差額である上限月額1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料を無償化（預かり保育の支給限度額は「利用日数×日額単価450円」）。
- ◆保育の必要性の認定については、支援法第20条第1項に基づく保育の必要性の認定（2号認定）のほか、2号認定の基準と同等の内容で、新たに無償化給付のための保育の必要性の認定（新2号）を支援法上に設け、いずれかの認定を取得した場合が無償化の対象。

- ◆幼稚園が預かり保育を実施していない場合や十分な水準の預かり保育を提供していない場合には、幼稚園に加え、認可外保育施設等を利用する場合についても、無償化の対象。  
その場合の認可外保育施設等の無償化の上限額は、預かり保育に係る無償化上限月額1.13万円から預かり保育に係る無償化給付の支給額を控除した額。

## 5 認可外保育施設等

- ◆保育の必要性があると認定された3歳から5歳までの子供たちを対象として、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化。
- ◆認可外保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業も対象とし、複数のサービスを組み合わせて利用する場合も、上限額の範囲内で無償化の対象
- ◆0歳から2歳までの子供たちについては、保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の子供たちを対象として、認可保育所における保育料の全国平均額（月額4.2万円）までの利用料を無償化。
- ◆無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことを必要とする。  
ただし、経過措置として、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設ける。

### 【補足】

認可保育所や認定子ども園又は地域型保育事業を利用している場合は、認可外保育施設等の利用料は無償化の対象とはなりません。

## 6 就学前の障害児の発達支援

満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間を対象に、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援を行う事業並びに福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設の利用料を無償化。

また、幼稚園、保育所又は認定こども園とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象。

以 上



# 幼児教育・保育の無償化に関する 自治体向けFAQ

【2019年5月30日版】

- ※ 本FAQは、幼児教育・保育の無償化に関するFAQ【2019年2月26日版】にお示ししたものに、カテゴリの再編、内容の追加及び一部修正を加えたものです。(備考欄に記載)
- ※ このFAQは、2019年5月30日現在の状況における回答であり、今後も問や回答について変更がありうる旨をご了承いただきたい。

